

非常災害時等の臨時措置について

◎大阪市に暴風警報または特別警報が発表された場合、次のとおり臨時休業になります。
〔ただし、暴風警報・特別警報以外の警報・
注意報は通常授業です。〕

発令状況	臨時措置
8:00 発令中	1・2 限 (10:50~12:25) 臨時休業
10:00 までに解除	3 限 (13:10~) から通常授業
10:00 発令中	1・2・3・4・5・6 限 (10:50~16:30) 臨時休業
15:00 までに解除	7 限 (17:35~) から通常授業
15:00 発令中	7・8・9・10 限 (17:35~21:05) 臨時休業

- ◎ 本校の所在地において避難勧告等の発令があった場合は、臨時休業とします。
- ◎ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合は臨時休業とします。
- ◎ 地震等により、Osaka Metro(大阪メトロ、ニュートラムを含む)及び京阪本線の両方が全面運休している場合、上記のとおり臨時休業とします。